

韓国¹⁾の環境に²⁾対する市民意識と環境³⁾関連政策

日本貿易振興機構

海外調査部

地球温暖化問題への関心を受け、各国では環境関連政策の整備が進み、政府の啓発活動に伴い市民の環境に対する意識が高まりつつある。

環境意識の高まりは地球温暖化問題だけに向けられているものではなく、健康、安心・安全、居心地の快適さ、バリアフリーなどへの関心と相まっており、意識の高まりに伴い、市場が大きく変化する兆しを見せている。こうした動きは先進国だけでなく新興国でも見られ、特に台湾や ASEAN ではビジネス環境の急転が見込まれている。サッカー・ワールド・カップとオリンピックを控えているブラジルでも、政府や自治体は市民に対する環境教育にいっそう力を入れるようになった。

こうした世界的なトレンドを受け、ジェトロでは、主要 30 カ国・地域を選び、市民の環境への意識および環境関連政策について、概要を取りまとめることとした。

環境関連政策としては、(1)電力・エネルギー、(2)廃棄物処理、(3)交通、(4)住宅・建築をとりあげた。また、ビジネスの参考として、環境関連の経済指標および当該国・地域の気候関連情報についても盛り込むこととした。

本レポートは、この一連の調査の韓国版である。

なお本レポートは、環境政策関連のデータベースを運用する民間のシンクタンク、Enhesa, Inc.¹に委託した調査の報告書「Environmental Policy Research 2010」を基に、ジェトロが編集・改訂を行ったものである。

2011 年 3 月
海外調査部

「環境に対する市民意識と環境関連政策」レポート掲載国・地域一覧

EU、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、ハンガリー、ポーランド、デンマーク、チェコ、サウジアラビア、UAE、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、台湾、中国、韓国、オーストラリア、カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、チリ。

¹ www.enhesa.com

1. 位置・気候

韓国はアジア大陸の北東部、朝鮮半島にある。北朝鮮との分断国家であり、実行支配地域は朝鮮半島南部および周辺島嶼である。この地域の面積は約 10 万 km² で、緯度は、最南端の済州島南部が北緯 33 度付近、最北の江原道北端が 38 度 5 分付近にあたる。

北東部から中南部にかけ比較的低い山脈が連なり、半島西部および東南部には平野が広がる。森林は薪などとして伐採され荒涼殺伐とした山々が連なる時代があったが、治水を重視した日本総督府、および朝鮮戦争休戦以降、特に 1970 年代以降に韓国政府により大規模な植林が進められた。現在は国土の約 64%を森林が占める²。

半島部はケッペンの気候区分では冷帯だが、はっきりした四季がある。最も暑い 8 月の平均気温は 23～27℃、最も寒い 1 月は－6～7℃で、年平均気温は 10～16℃である。年平均降水量は地域により 1,000～1,800mm でその 50～60%が夏に集中する³。

2. 環境に対する市民意識

90 年代以降、環境に対する市民意識は高まってきた。08 年に始められたグリーンスタート運動はその一例である。これは市民参加を通じて、非産業分野での温室効果ガス排出削減を促すもので⁴、30 以上の政府機関および民間団体でグリーンスタート・ネットワークが結成されている⁵。

グリーンスタートの主な活動は次の通り⁶。

1)温室効果ガス削減を誓うキャンペーン

市民に日常生活での温室効果ガス削減への取り組みを促す。10 年 12 月 20 日時点で、142 万 3317 人が宣誓書に署名⁷。

2)低炭素グリーンライフ普及の先頭に立つグリーンリーダーの養成

3)市民参加型イベントの企画

気候変動週間(4 月)、避暑節グリーン旅行キャンペーン(6～8 月)など。

環境意識を推し量る例としては、環境教育の普及状況がある。1995 年以降、「環境」は中学校で校長の裁量で選択できる科目となっている。08 年末時点で「環境」を科目として選択している中学校は 3,098 校中 282 校である⁸。

また高校も校長権限で環境教育を選択できる。2,190 校のうち 673 校が「生態と環境」を科目として導入している。

² The Korea Forest Service; Forest In Korea; Forest Facts; Forest Resources:
http://english.forest.go.kr/foahome/user.tdf?a=common.HtmlApp&c=1006&page=/html/eng/korea/facts/facts_020_010.html&mc=ENG_KOREA_FACTS_020

³ The Korea Meteorological Administration, National Climate Information
http://kma.go.kr/weather/climate/average_south.jsp

⁴ Green Start; What is the GreenStart Movement?
http://www.greenstart.kr/USR_main.jsp??=ACTIVITY/INTRO/intro_01

⁵ The Ministry of Environment; News; The Website of GreenStart Opened
http://eng.me.go.kr/board.do?method=view&bbsCode=new_news&docSeq=7901

⁶ Green Start; What Does GreenStart Do?
<http://www.greenstart.kr/eng/movement/greendo.jsp>

⁷ Green Start; Take Oath to Reduce Greenhouse Gas Emission Campaign Current National Status
http://www.greenstart.kr/USR_main.jsp??=ACTIVITY/VOW/VOW03/totalsign

⁸ The Ministry of Environment; White Paper of Environment 2009 (환경백서 2009)
<http://library.me.go.kr/viewer/MediaViewer.ax?cid=199945&rid=28>

3. 環境関連政策

憲法第 35 条⁹は、「すべての国民は健康で快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は環境保全に努めなければならない」と規定している。また、同条は「環境権の内容および行使に関しては、法律で定める」として、環境関連法に環境権の明記を義務付けている。環境政策基本法¹⁰は韓国のすべての環境法令の基本となり、国の環境保全政策の目的と方向性を規定し、環境保護の具体的な枠組みを提示している。

国の環境行政に第一義的に責任を負う行政機関は環境部で、その主要な役割は周辺環境の管理、経済発展と調和のとれた環境政策の策定、国境を越えた環境問題への国際協力である。環境部の他に、知識経済部、国土海洋部、保健福祉部、外交通商部、雇用労働部、地方自治体などが環境問題に重要な責任を担っている。

気候変動やエネルギー問題に取り組み、持続可能な開発を推進するため、10 年に低炭素グリーン成長基本法と同施行令が制定された。同法は政府にグリーン成長国家戦略の策定と履行を義務付けたもので、低炭素グリーン成長に関連する他の法令に優先する。関連法令を制定あるいは改正する場合は、同法の目的および基本理念との整合性を図らなければならない。

低炭素社会を実現するために、基本法は温室効果ガス排出量を削減するための包括的措置を義務付けている。同法は韓国政府に対して、温室効果ガスの排出削減量、省エネ・エネルギー利用効率、エネルギー安全保障、再生可能エネルギー供給量の目標を設定するよう求めている。同施行令は「温室効果ガス排出量の削減目標を、20 年に何も対策を講じなかった場合の予測値に比べて国全体で 30%減」と明記している¹¹。

(1)電力・エネルギー政策

韓国では化石燃料の輸入依存度が非常に高い。08 年のエネルギー消費の構成比は次の通り。

- 1)石炭: 27.4 %
- 2)石油: 41.6 %
- 3)液化天然ガス (LNG): 14.8 %
- 4)水力発電: 0.5%
- 5)原子力発電: 13.5%
- 6)新・再生可能エネルギー、その他: 2.2%¹²

08 年のエネルギー海外依存度は 96.5% (原子力を国産エネルギーとした場合は、83.6%)である。

化石燃料への依存度を低下させて化石燃料の利用に伴う環境問題を軽減し、新・再生可能エネルギー産業の競争力を高めるため、政府は新・再生可能エネルギーの開発や利用の促進

⁹ Constitution of Republic of Korea (헌법: Constitution No.1 of 17 July 1948, as last amended by Constitution No.10 of 29 October 1987):

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0001&PROM_NO=00010&PROM_DT=19871029&HanChk=Y

¹⁰ 環境関連基本法 o.4257 of 1 August 1990, as last amended by Law No.10032 of 4 February 2010)

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0156&PROM_NO=10032&PROM_DT=20100204&HanChk=Y

¹¹ 低炭素グリーン政策基本法 25 条

¹² 環境統計年鑑 2009 III. エネルギー

<http://library.me.go.kr/viewer/MediaViewer.ax?cid=198771&rid=28>

に取り組んできた¹³。新・再生可能エネルギーの普及率を 20 年までに 6.1%、50 年までに 20%に拡大することを政策目標としている¹⁴。

新エネルギーおよび再生エネルギー開発・利用普及促進法¹⁵では、新・再生可能エネルギーを次のように分類している。

- 1)太陽エネルギー
- 2)バイオエネルギー
- 3)風力発電
- 4)水力発電
- 5)燃料電池
- 6)石炭の液化・ガス化エネルギーおよび重質残油のガス化エネルギー
- 7)海洋エネルギー
- 8)廃棄物エネルギー
- 9)地熱エネルギー
- 10)水素エネルギー¹⁶

知識経済部は有効なエネルギー源としての可能性がより高いものとして、特に水素・燃料電池、太陽光発電、風力発電を 3 つの主要分野に指定した。その結果、この 3 分野は知識経済部から他分野を上回る支援を受けている。¹⁷

新・再生可能エネルギーの開発、利用、推進に向けた知識経済部の戦略は次の通り。

- 1)水素エネルギー、燃料電池、太陽光発電、その他の重要なエネルギー分野における技術開発の促進。
- 2)国内市場の創出および輸出支援。
- 3)効果的な推進に向けた計画の修正。
- 4)研究開発(R & D)体制の刷新、プロジェクトおよび様々な政府主導計画への支援。

知識経済部は 10 年 10 月 19 日、「新・再生可能エネルギー産業発展戦略¹⁸」を発表し、政府が新・再生可能エネルギー分野に 11 年から 15 年にかけて 7 兆ウォン(R & D 3 兆ウォン、産業化 4 兆ウォン)と 33 兆ウォン(太陽光発電 20 兆ウォン、風力発電 10 兆ウォン、燃料電池とバイオエネルギー各々 9,000 億ウォンなど)を投入することを明らかにした(1 ウォン=0.07 円)。

同部によれば、15 年までに新・再生可能エネルギー産業での輸出が 362 億ドルに達し、11 万人の雇用創出が見込まれる。また、知識経済部は学校や港湾、郵便局、工業団地、工場、

¹³ The Ministry of Knowledge Economy; Policy Community; Future Leading Businesses; New and Renewable/Green Energy
<http://www.mke.go.kr/community/future/future0106.jsp>

¹⁴ The Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs; Policy; Breakaway from Petroleum and Strengthen Energy Independence
http://www.mltm.go.kr/USR/WPGE0201/m_24057/DTL.jsp

¹⁵ 新エネルギーおよび再生エネルギー開発・利用普及促進法 No.3990(1987 年 12 月 4 日),最終改正 No.10253 (2010 年 4 月 12 日)

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0273&PROM_NO=10253&PROM_DT=20100412&HanChk=Y

¹⁶ The Act on the Development, Use and Promotion of New and Renewable Energy, Article 2

¹⁷ The Ministry of Knowledge Economy; Policy Community; Future Leading Businesses; New and Renewable/Green Energy
<http://www.mke.go.kr/community/future/future0106.jsp>

¹⁸ 知識経済部 新・再生可能エネルギー産業発展戦略
<http://www.mke.go.kr/community/future/futureView.jsp?seq=965&pageNo=1&srchType=1&srchWord=&code=2250>

倉庫などに新・再生可能エネルギー設備を設置する 10 件のグリーンプロジェクトを計画している。

本戦略には資金面や税制面での支援に向けた仕組みを創設する計画案が盛り込まれており、同部は大企業や電力事業者、金融部門と共同で約 1,000 億ウォン規模の新・再生可能エネルギーに特化した基金(상생보증펀드)の設立を進める予定である。同基金が設立された場合、有望な中小企業に対して最大 1 兆 6,000 億ウォンまで融資を保証する。

政府も新・再生可能エネルギーへの国民の投資を促すために、現行の投資減税(20%)を見直すことになるという見通しがある。

政府は新・再生可能エネルギーを生産あるいは利用する資機材に対して輸入関税額の 50% を減免する措置を導入している¹⁹。企画財政部は 10 年 11 月 18 日、減免対象を現在の 83 品目から 88 品目に拡大する方針を打ち出した²⁰。

固定価格買取制度と再生可能エネルギー利用割合基準

新エネルギーおよび再生エネルギー開発・利用普及促進法²¹に基づき、韓国は 01 年から太陽光、風力、水力、廃棄物焼却(ごみ固形燃料(RDF)を含む)、バイオエネルギー、海洋エネルギー、燃料電池による発電に対して一種の Feed in tariff (FIT)である「発電差額支援制度」を導入している。この制度は新・再生可能エネルギー事業者の投資に対する見返りを保証することで、新・再生可能エネルギーの普及促進を図る狙いがある。07 年にこの助成を受けた発電施設は 248 カ所だった。なお、基準価格(固定価格)の保証期間は 15~20 年である²²。

この制度は 11 年末に終了し、新・再生可能エネルギー義務割当制(RPS)が 12 年 1 月 1 日から導入される予定である²³。RPS は販売電力が一定量を超える電力事業者に対して、その総発電量の一定割合に相当する新・再生可能エネルギーの供給を義務付ける制度で、米国や英国、スウェーデンなど、様々な国々で実施されている。知識経済部は 08 年に RPS 制度を導入する法案を国会に提出し、10 年 3 月に承認された。なお、11 年末の終了以前に FIT 制度の適用を受けている新・再生可能エネルギー事業者は、基準価格の保証期間が終了するまで引き続き助成を受けられる。

エネルギー消費効率等級表示制度

1992 年に導入されたエネルギー消費効率等級表示制度は、知識経済部とエネルギー管理公団によって運用され、23 機種の製品を扱う国内の製造業者および輸入業者に対して、次の点を義務付けている。

- 1)製品のエネルギー消費効率あるいは消費電力量に応じて、1~5 等級に格付けしたラベルを製品に表示する。
- 2)製品の審査結果を報告する。

¹⁹ 租税特例制限法 118 条 および租税特例制限法 118 条に係る関税軽減に係る規則

²⁰ 租税特例制限法 118 条に係る関税軽減に関する規則一部改正令案立法予告 第 2010-221 号, 2010 年 11 月 19 日
http://www.mosf.go.kr/_law/law01/law01.jsp?boardType=announcement&hdnBulletRunno=84&cvbnPath=&hdnCategory=&date_start=2009-01-01&cat=5&actionType=view&runno=4008164&hdnTopicDate=2010-11-19&hdnPage=2

²¹ 新エネルギーおよび再生エネルギー開発・利用普及促進法第 17 条

²² 知識経済部 新・再生エネルギー概要

<http://www.mke.go.kr/community/future/futureView.jsp?seq=317&pageNo=4&srchType=1&srchWord=&code=2250>

²³ 環境部ニュースリリース

<http://www.mke.go.kr/news/bodo/bodoView.jsp?pCtx=1&seq=59508>

3)最低エネルギー消費効率基準を満たす²⁴。

同制度の対象となるのは、冷蔵庫、冷凍庫、キムチ冷蔵庫、食器洗い機、電気炊飯器、掃除機、扇風機、蛍光灯、アダプターと充電器、家庭用ガス湯沸かし器など 23 機種である²⁵。

e-Standby Program

待機電力低減プログラム は 1999 年から始まった任意参加のプログラムで、コンピュータ、モニター、プリンタ、ファクシミリ、スキャナー、オーディオ機器、DVDプレーヤー、電子レンジなどの製品が対象となる。知識経済部が定める待機電力の省エネ基準を満たし、待機電力の低減性能において優秀と認められた製品の製造業者および輸入業者は、その製品にエネルギー節約マークを表示することができる²⁶。

知識経済部は 08 年、待機電力の最低省エネ基準に適合しない製品に対して警告表示義務に関する規定を導入した。待機電力の省エネ化が足りない製品に対するこうした警告表示の義務化は、世界初の制度の一つとしている。

炭素キャッシュバック・プログラム

炭素キャッシュバック・プログラムは、参加企業がカーボンニュートラルな(大気中の二酸化炭素量を増加させない)製品やエネルギー効率の高い製品を購入した消費者に炭素キャッシュバックポイントを提供する制度で 09 年 4 月 30 日から始められた。主な狙いは消費者の嗜好を環境に配慮した製品に誘導することにある。

消費者はこのポイントを現金と同じように、他のカーボンニュートラルな製品の購入や公共交通機関、公共料金などの支払いに使うことができる²⁷。同プログラムは知識経済部が発表し、エネルギー管理公団、参加企業、地方自治体によって運営されている。

炭素キャッシュバックポイントを貯めるために、消費者は炭素キャッシュバックのホームページ(<http://www.co2cashbag.com/>)から炭素キャッシュバックカードか、提携金融機関で炭素キャッシュバック・クレジットカードを入手することになる。消費者は炭素キャッシュバックの加盟店やOKキャッシュバックの加盟店、公共交通機関(ソウルメトロ、韓国鉄道など)で貯まったポイントを使うことができる。

(2)廃棄物処理政策

廃棄物管理は 廃棄物管理法²⁸ とその施行規則によって規制されている。同法は、「廃棄物の発生を最小化し、廃棄物処理を適切に実施することで、環境保全および国民生活の質の向上に寄与する」目的で制定された²⁹。

²⁴ エネルギー管理公団 エネルギー効率管理システム エネルギー消費効率格付けラベルシステム
http://kempia.kemco.or.kr/efficiency_system/grade_mark/system.asp?onmode=2&leftmode=21

²⁵ エネルギー管理公団 エネルギー効率管理システム エネルギー消費効率格付けラベルシステム 商品カテゴリーと基準
http://kempia.kemco.or.kr/efficiency_system/grade_mark/object.asp?onmode=2&leftmode=22

²⁶ エネルギー管理公団 エネルギー効率管理システム 待機電力プログラムサマリー
http://kempia.kemco.or.kr/efficiency_system/economy_mark/system.asp?onmode=3&leftmode=31

²⁷ The Ministry of Knowledge Economy; News Release; The Carbon Cashbag Program Open (탄소캐쉬백 프로그램 세계최초로 OPEN);
<http://www.mke.go.kr/news/bodo/bodoView.jsp?pCtx=1&seq=50415>

²⁸ 廃棄物管理法(1986 年 12 月 31 日 No.3904 最終改正 2010 年 6 月 23 日 Law No.10389
http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1533&PROM_NO=10389&PROM_DT=20100723&HanChk=Y

廃棄物管理法のもとで、廃棄物は一般廃棄物(生活廃棄物)と産業廃棄物に分類される。一般廃棄物は家庭生活や非産業部門の活動で発生するごみや様々な種類の廃棄物である。産業廃棄物はさらに次の3種類に分類される。

1)一般産業廃棄物

排出施設を設置している事業所から排出される廃棄物で、大気環境保全法、水質および水生体系保全に関する法律、騒音振動管理法に基づいて管理される廃棄物、または一日当たり平均 300kg 以上の廃棄物を排出する事業所から排出される廃棄物

2)建設廃棄物

建設工事で 5 トン以上排出される廃棄物

3)指定廃棄物

環境を汚染する可能性のある廃油や廃酸などの有害物質、人体に害を及ぼす可能性のある医療廃棄物³⁰

一般廃棄物の収集・運搬・処理に主たる責任を負うのは地方自治体である³¹。産業廃棄物を排出する事業所は廃棄物の適切な処理、廃棄物減量化施設の設置や技術開発、リサイクルなどの方法で、生産工程で発生する廃棄物の減量化に責任を負うものとする³²。

ごみ従量制

ごみ従量制は 1995 年、排出者負担原則に基づいて導入された。この料金制度は一般廃棄物およびこれに類する一般産業廃棄物に適用され、排出者は地方自治体が指定する有料ごみ袋に入れて、ごみを処理しなければならない。ごみの分別が適切になされれば、資源ごみを有料ごみ袋に入れる必要がなくなり、地方自治体が無料で回収してくれる³³。ごみ従量制が実施されてから、ごみの排出量は大幅に減少し、資源ごみの回収量は 2 倍になった。

拡大生産者責任

環境部は 03 年から、紙包装材、ガラス瓶、アルミ缶、プラスチック包装材、電池、タイヤ、潤滑油、電子製品とその梱包材などに対して生産者に生産者再活用責任制度(EPR³⁴)を課している。これにより、製品とその包装材の廃棄に関して、製品の生産者に一定割合のリサイクルのノルマを課している³⁵。

環境部は 08 年、資源の節約と再活用促進に関する法律第 17 条および電気電子製品および自動車の資源循環に関する法律第 16 条に基づき、12 年度 長期リサイクル率目標を公表した³⁶。対象製品および包装材と 12 年までの目標リサイクル率は次の通り(カッコ内は 07 年のリサイクル率)。

²⁹ 廃棄物管理法第一条

³⁰ 廃棄物管理法第二条、廃棄物管理法施行令第二項

³¹ 廃棄物管理法第 14 条

³² 廃棄物管理法第 18 条

³³ 環境部主要政策 廃棄物、リサイクリング、従量ベース廃棄物フリーシステム

http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_rec_pol_system

³⁴ 環境白書 2009

<http://library.me.go.kr/viewer/MediaViewer.ax?cid=199945&rid=28>

³⁵ 環境部主要政策 廃棄物とリサイクリング 廃棄物リサイクリング促進システム 拡大生産者責任

http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_rec_pol_rec_sys_responsibility

³⁶ 環境部ニュースリリース 生産者リサイクル義務製品(包装材)の長期リサイクル目標率最大 27%上方修正

http://me.go.kr/kor/notice/notice_02_01.jsp?id=notice_02&mode=view&idx=165218

- 1) スチール容器: 78.6% (72.0%)
- 2) アルミ容器: 78.6% (71.7%)
- 3) ガラス瓶: 77.8% (70.8%)
- 4) 紙包装材: 36.0% (28.0%)
- 5) ペットボトル: 80.6% (71.7%)
- 6) 発泡スチロール: 78.1% (69.0%)
- 7) ポリスチレンペーパー: 42.3% (31.7%)
- 8) ポリ塩化ビニル(PVC)包装材: 66.4% (55.6%)
- 9) その他のプラスチック容器・包装材 80.0% (58.5%)
- 10) その他のプラスチックフィルム・シート包装材: 60.0% (41.4%)
- 11) 潤滑油: 72.2% (67.6%)
- 12) タイヤ: 76.2% (73.7%)
- 13) 蛍光灯: 30.0% (22.5%)
- 14) 水銀電池: 60.0% (38.0%)
- 15) 酸化銀電池: 56.0% (30.9%)
- 16) リチウム電池: 65.0% (38.0%)
- 17) ニッケルカドミウム電池: 40.0% (25.7%)
- 18) マンガン・アルカリ電池: 30.0% (20.0%)
- 19) ニッケル水素化物電池: 30.0% (25.0%)
- 20) テレビ: 21.0% (13.3%)
- 21) 冷蔵庫: 25.0% (17.3%)
- 22) 洗濯機: 30.0% (24.2%)
- 23) エアコン: 2.6% (1.9%)
- 24) パソコン: 14.0% (9.8%)
- 25) オーディオ機器: 20.0% (13.1%)
- 26) 携帯電話: 25.0% (16.5%)
- 27) プリンタ: 15.0% (9.2%)
- 28) ファクシミリ: 15.0% (9.4%)
- 29) コピー機: 15.0% (9.4%)

(3) 交通政策

韓国の主な交通手段は道路、鉄道、航空、海上である。国土海洋部によれば、07 年の国内の旅客輸送全体に占める交通機関別分担率は道路 75.4%、地下鉄 16.6%、鉄道 7.8%、船舶と航空機は各々0.1%だった。08 年は、道路輸送 1,853 万 2,000 TOE(石油換算トン)、海上輸送 376 万 2,000 TOE、航空輸送 307 万 4,000 TOE、鉄道輸送 42 万 4,000 TOE のエネルギーを消費した³⁷。

国土海洋部は輸送問題を管掌している³⁸。同部は新規道路建設による環境被害を最小限に抑える取り組みにより、環境に配慮した道路建設を推し進めている。

³⁷ 環境統計年鑑 2009 IV. 交通

<http://library.me.go.kr/viewer/MediaViewer.ax?cid=198771&rid=28>

³⁸ 国土海洋省

<http://www.mltm.go.kr/>

同部は 06 年以降、環境部と連名で公布した「環境親和的な道路建設の指針」(公示 No.2004-426、2004 年 12 月 31 日)の順守を徹底させている。³⁹低炭素グリーン成長の達成に向けた韓国政府の取り組みの一環として、国土海洋部は以下の計画を策定した。

- 1)交通による温室効果ガス排出量を 20 年までに何も対策を講じなかった場合に比べて 33～37%削減
- 2)鉄道を初めとする公共交通の拡充
- 3)「複合一貫輸送」の実現⁴⁰

国土海洋部は環境に配慮した輸送手段への転換を促すために、10 年からモーダルシフト支援プロジェクトを開始した⁴¹。同プロジェクトでは、特定の運輸業者が輸送手段を道路から鉄道や海運に転換した場合や、鉄道や海運を利用する運輸事業を始めた場合に、助成金を支給する。同部はこのプロジェクトが温室効果ガスの削減と省エネを通じて、低炭素グリーン交通の実現に役立つと期待している。

10 年 4 月 14 日に施行された低炭素義グリーン政策基本法第 47 条は、交通手段を提供しようとする者に「その交通手段によって排出される温室効果ガスの削減計画の策定」を義務付けている⁴²。基準は

- ①自動車の平均エネルギー消費効率基準
- ②温室効果ガス排出許容基準

の 2 つがあり、政府が定めるものとしている⁴³。

同条に基づき、知識経済部が自動車の平均エネルギー消費効率基準、環境部が温室効果ガス排出許容基準を決定する⁴⁴。環境部には、自動車メーカーや輸入業者に対する両基準の適用および運用の監督が求められている。

同部は知識経済部の諮問を経て、両基準を公表しなければならない⁴⁵。なお、自動車メーカーは①②のどちらか一方の基準を選択することができる。

04 年 10 月 22 日に採択された環境親和的な自動車の開発および普及促進に関する法律では、「環境に配慮した自動車」を、知識経済部が定めたエネルギー効率基準および環境部の低公害基準を満たす次の自動車としている⁴⁶。同法は知識経済部が管轄する

- 1)電気自動車
- 2)ソーラーカー
- 3)ハイブリッド車
- 4)燃料電池車

³⁹国土海洋省主要政策 交通 道路政策の方向性

http://english.mltm.go.kr/USR/WPGE0201/m_22047/DTL.jsp

⁴⁰国土海洋省主要政策 グリーン成長 国土、交通、海洋ビジョン

http://www.mltm.go.kr/USR/WPGE0201/m_24012/DTL.jsp

⁴¹ The Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs; the Rule on the Modal Shift Agreement (Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs Public Notice No.2010-150 of 3 March 2010) Promulgated: http://www.mltm.go.kr/USR/I0204/m_45/dtl.jsp?idx=6827

⁴²低炭素義グリーン政策基本法第 47 条第一項

⁴³低炭素義グリーン政策基本法第 47 条第二項

⁴⁴低炭素義グリーン政策基本法第 37 条第一項

⁴⁵低炭素義グリーン政策基本法第 37 条第二項

⁴⁶環境親和的な自動車の開発および普及推進に関する法律第 2 条

- 5)天然ガス車
- 6)クリーンディーゼル車

同法によれば、環境に配慮した自動車の生産者、購入者、所有者には次のインセンティブが提供される。

- 1)環境に配慮した自動車の研究開発への支援
- 2)燃料電池用水素の製造業者、納入業者、販売業者への資金面での優遇措置
- 3)環境に配慮した自動車の公表
- 4)環境に配慮した自動車の購入者、所有者への支援⁴⁷

大気環境保全法⁴⁸は、生産者側に環境部の公布した「製作者の排出ガス許容基準⁴⁹」に適合した車の生産を、所有者に「運転者の排出ガス許容基準」に適合した車の運転を義務付けている⁵⁰。

知識経済部は、石油製品の品質基準と検査方法および検査手数料に関する公示(No.2009-261、2009年11月19日)で燃料成分の含有基準を定めている⁵¹。ガソリンの基準は次の通り。

- 1)鉛: 0.013 g/L 以下
- 2)リン: 0.0013 g/L 以下
- 3)芳香族: 24 vol% 以下
- 4)ベンゼン: 0.7 vol% 以下
- 5)オレフィン: 16 vol% 以下
- 6)酸素: 2.3 wt% 以下
- 7)メタノール: 0.1 wt% 以下⁵²

ソウル近郊は韓国鉄道公社⁵³が近郊鉄道網を運営しており、日本統治時代の路線に加えて果川線(1993年開業)、盆唐線(1994年開業)、一山線(1996年開業)などが開業し地下鉄と相互乗り入れしている。

地下鉄は、ソウル(1～4号線⁵⁴および5～9号線⁵⁵)、釜山(1～3号線⁵⁶)、大田(1号線⁵⁷)、大邱(1～2号線⁵⁸)、光州(1号線⁵⁹)の5都市に導入されている。ソウルの地下鉄は1号線が仁川市まで延伸している⁶⁰。仁川市では2号線を建設中、釜山市は4号線を建設中。ソウルでは

⁴⁷ 環境親和的な自動車の開発および普及推進に関する法律第6, 8, 9、10条

⁴⁸ 大気環境保全法 1990年8月1日 最終改正 2010年1月13日 Law No.9931 of 13 January 2010,
http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1535&PROM_NO=09931&PROM_DT=20100113&HanChk=Y

⁴⁹ 大気環境保全法第46条

⁵⁰ 大気環境保全法第57条

⁵¹ 石油製品の品質基準と検査方法および検査手数料に関する公示(知識経済部 2009年11月19日) No.2009-261

<http://www.mke.go.kr/info/law/gosiView.jsp?seq=49696&pageNo=1&srchType=1&srchWord=석유제품&pCtx=1>

⁵² 石油製品の品質基準と検査方法および検査手数料に関する公示(知識経済部 2009年11月19日) No.2009-261 付属書 1

<http://www.mke.go.kr/info/law/gosiView.jsp?seq=49696&pageNo=1&srchType=1&srchWord=석유제품&pCtx=1>

⁵³ <http://www.korail.com/>

⁵⁴ <http://www.seoulmetro.co.kr/>

⁵⁵ <http://www.smrt.co.kr/index.jsp>

⁵⁶ <http://www.humetro.busan.kr/korea/intro/20110124/20110124.html>

⁵⁷ <http://www.djet.co.kr/>

⁵⁸ <http://www.dtro.or.kr/>

⁵⁹ <http://www.gwangjusubway.co.kr/subway/>

⁶⁰ <http://www.incheonmetro.co.kr/>

韓国初の民間鉄道となる新盆唐線の、議政府市と龍仁市では LRT の、釜山～金海では新交通システムの建設も進められている。うち、新盆唐線は 11 年 9 月開業の予定。

政府は主要都市をつなぐ自転車専用道の建設に着手している。総延長は 20 年までに 3,000km を計画している。またソウル、仁川、主要都市でも市街地の主要道の自転車レーン整備や河川に沿った専用道の整備に着手している。漢江のいくつかの橋では、自転車の利用を前提としたエレベータ設置も進めている。両班意識が強く自汗をかかないことを美德としてきた文化と冬季の厳冬下で自転車利用が根付けば、画期的なこととなる。

(4)住宅・建築政策

住宅・建築政策は国土海洋部が管掌している。同部は、省エネや環境に配慮した建築物の建設を推進するため、建築法⁶¹ 第 65 条に基づき、任意のグリーン建築認証制度（親環境建築物認証制度）を運用している。

親環境建築物認証基準に関する規則 は、建築法に基づいて、グリーン建築認証の枠組みを示している。この基準には、認証機関によるグリーン建築物の認定に関する規定、手続き、資格要件が明記されている。グリーン建築認証の申請対象者は以下の通り。

- 1)建築物の所有者
- 2)建築プロジェクトの発注者
- 3)建築請負業者(申請には上記二者の同意が必要)⁶²

認証取得者には認証機関からグリーン建築認証の証書(親環境基準建築物認証書)と認証盾が授与される⁶³。

10 年の最初の 3 四半期に、211 の建築物がグリーン建築物認証を取得した。同制度が試験的制度として 02 年に導入されて以来、認証を取得した建築物は累計で 665 件になった⁶⁴。

建築物のエネルギー効率に関する認証制度

エネルギー効率の高い建築物の建設を推進するため、国土海洋部と知識経済部は建築法に基づき、建築物のエネルギー効率に関する任意の認証制度(建築物エネルギー効率等級認証制度)を運用している⁶⁵。同認証制度は認証を申請した建築物に省エネ率に応じて等級をつけ、認証取得者は知識経済部が運用するエネルギー利用合理化基金から資金面での支援が受けられる。エネルギー利用合理化基金認証規則には次の項目が盛り込まれている。

- 1)認証基準と手続き
- 2)エネルギー信頼性の分類に関する評価基準
- 3)認証証書と認証マークの使用
- 4)認証費用
- 5)認証の等級

⁶¹ 建築法 1962 年 1 月 20 日 Law No.984 最終改正 2010 年 5 月 31 日 Law No.10331

http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1569&PROM_NO=10331&PROM_DT=20100531&HanChk=Y

⁶² 親環境建築物認証基準に関する規則第 6 条

⁶³ 親環境建築物認証基準に関する規則第 8 条

⁶⁴ http://www.me.go.kr/kor/auth/auth_state_lst_form.jsp?id=envbuild&cate=&dirinfo=&key=subject&search=&search_regdate_s=&search_regdate_e=&order=&desc=asc&pg=1&mode=view&idx=175356

⁶⁵ 建築法第 66 条第 2 項

国土海洋部と知識経済部は 09 年 12 月 31 日、エネルギー利用合理化基金認証規則を改正して、建築物のエネルギー効率に関する認証制度の対象範囲を拡大した⁶⁶。改正前には集合住宅の新規建設のみに適用されていた同認証制度は、事業用建築物の新規建設も申請が可能になった。さらに、この改正により認証取得者は 11 年から 3 年間、取得税および登録税の控除が受けられることになった。

建築物の新・再生可能エネルギー利用に関する認証制度

国土海洋部と知識経済部は新エネルギーおよび再生エネルギー開発利用促進法に基づき、11年4月から建築物の新・再生可能エネルギー利用に関する任意の認証制度(新・再生エネルギー利用建築物認証制度)を開始する予定である⁶⁷。この制度の目的は、認証取得者に建築物に認証を表示させたり、認証を宣伝に利用させたりすることで、民間の建築物に新・再生可能エネルギー設備の設置を促すことにある。総床面積1,000㎡以上の建築物が同認証の申請資格を有する。

グリーン住宅 100 万戸普及事業とグリーンビレッジ開発事業

グリーン住宅 100 万戸普及事業は、一戸建てや集合住宅に対して、新・再生可能エネルギー設備(太陽光発電、地熱発電、小型風力発電、燃料電池など)の設置費用の一部を補助するプロジェクトである⁶⁸。同プロジェクトの狙いは 20 年までに 100 万戸のグリーン住宅を普及することにある。2009 年時点で、4 万 3839 世帯に補助金が支給された⁶⁹。

グリーンビレッジ開発事業も 10 世帯以上の集落単位で同様の支援を提供している。二つとも、知識経済部が担当している。

⁶⁶ 環境部ニュースリリース 業務用建築物とエネルギー効率等級認証

http://www.mltm.go.kr/USR/NEWS/m_71/dtl.jsp?id=155417120

⁶⁷ The Ministry of Knowledge Economy; News Release; *The Regulation on the Certification for the Use of New and Renewable Energy in Buildings Proposed*:

<http://www.mke.go.kr/news/bodo/bodoView.jsp?pCtx=1&seq=65139>

⁶⁸ Korea Energy Management Corporation, New and Renewable Energy Center; Dissemination Support Systems

<http://www.energy.or.kr/NA/NA100000.jsp>

⁶⁹ The Ministry of Knowledge Economy; Press Release; *One Million Green Homes Dissemination Project for 2010 Starts*

<http://www.mke.go.kr/news/bodo/bodoView.jsp?pCtx=1&seq=57800>

4. 経済指標

①鉄道総延長	3,381 km	(2008年)
②鉄道旅客輸送キロ	N/A	
③鉄道貨物輸送キロ	N/A	
④高速道路・アウトバーン総延長	3,367 km	(2008年)
⑤国道総延長	99,662 km	(2008年)
⑥水路総延長	1,608 km	(2008年)
⑦住宅戸数	15,887,128	(2005年)
⑧住宅建築着工許可件数	N/A	
⑨非住宅建築着工許可件数	N/A	
⑩乗用車登録台数	3,488,790 台	(2006年)
⑪商用車登録台数	218,902 台	(2005年)
⑫乗用車普及率(1,000人あたり)	71 台	(2006年)
⑬商用車普及率(1,000人あたり)	4 台	(2005年)
⑭廃棄物量	18,252 千トン	(2004年)
⑮廃棄物埋め立て処理率	36.4 %	(2004年)
⑯廃棄物焼却処理率	14.4 %	(2004年)
⑰水資源使用量(地表水)	18.6 km ³	(2000年)
⑱一人当たり水使用量	389 m ³	(2000年)
⑲CO2排出量	501.3 百万トン	(2008年)
⑳CO2一人当たり排出量	10.31 トン	(2008年)

出所:①④～⑥CIA、⑦韓国統計庁、⑩～⑬UNSD、⑭～⑯UNSD、⑰⑱WWO、⑲⑳IEA

* Korea does not differentiate between residential and non-residential building, nor does it provide permit information. However, 44,984 “contracts” were given in 2008 to commence building. Source: Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs, Korea (http://www.mltm.go.kr/DataCenter/StatisticData/08sta/05/05_intro.jsp)

以上

添付資料:韓国の気象データ

気象データ

1. ソウル

Month	Mean Temperature °C		Mean Total Rainfall (mm)	Mean Number of Rain Days	Average Hours of Sunlight ⁷⁰
	Daily Min	Daily Max			
Jan	-6	2	22	7	5
Feb	-4	4	24	6	6
Mar	1	10	46	7	7
Apr	7	18	77	8	7
May	13	23	102	9	7
Jun	18	27	133	10	6
Jul	22	29	328	16	4
Aug	22	30	348	14	5
Sep	17	26	138	9	6
Oct	10	20	49	7	7
Nov	3	12	53	9	5
Dec	-3	4	25	7	5

出所:WMO⁷¹

2. 釜山

Month	Mean Temperature °C		Mean Total Rainfall (mm)	Mean Number of Rain Days	Average Hours of Sunlight ⁷²
	Daily Min	Daily Max			
Jan	-1	8	38	6	6
Feb	1	10	45	6	6
Mar	5	13	86	8	7
Apr	10	18	136	9	7
May	14	22	154	10	7
Jun	18	24	223	11	6
Jul	22	27	259	13	5
Aug	23	29	238	11	7
Sep	20	26	167	9	6
Oct	14	22	62	5	7
Nov	8	16	60	6	6
Dec	2	10	24	4	6

出所:1.に同じ⁷³。

⁷⁰ All data for average hours of sunlight ONLY from United Nations data

<http://data.un.org/Data.aspx?q=Korea&d=CLINO&f=ElementCode%3a15%3bCountryCode%3aKO>

⁷¹ <http://worldweather.wmo.int/095/c00231.htm>

⁷² All data for average hours of sunlight ONLY from United Nations data

<http://data.un.org/Data.aspx?q=Korea&d=CLINO&f=ElementCode%3a15%3bCountryCode%3aKO>

⁷³ <http://worldweather.wmo.int/095/c00336.htm>

当レポート問い合わせ先:グローバルマーケティング課

免責について

当レポートは執筆に当たりその正確性、妥当性に努めておりますが、提供している情報は、利用者の判断・責任においてご利用ください。またご利用において不利益等の問題が生じて
も、ジェトロは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

Copyright (C) 2011 JETRO. All rights reserved.